（各議院審査等に準ずる手続に関する規定の準用）

第四十六条　第三十四条の規定は、法第四十五条の二第九項において準用する法第三十六条の政令で定める手続について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「戸籍法改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　目次の改正規定及び第四十五条を第四十七条とし、第四十四条の次に二条を加える改正規定　戸籍法改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三　第二十六条第三項の改正規定　戸籍法改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（情報提供用個人識別符号の取得に関する準備行為）

第二条　戸籍法改正法附則第十四条（戸籍法改正法附則第一条第四号に掲げる部分に限る。）の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の法務大臣である情報提供者、市町村長、地方公共団体情報システム機構及び総務大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（次条において「新番号利用法施行令」という。）第二十七条の二及び第二十七条の三並びに附則第四条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第二十条の二及び第三十条の八の二に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

第三条　この政令の施行の日から附則第一条第三号に規定する規定の施行の日の前日までの間における新番号利用法施行令第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「情報提供者」とあるのは、「情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者を除く。）」とする。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四条　住民基本台帳法施行令の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）

第二十条の二　本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条及び第三十条の八の二において「番号利用法施行令」という。）第二十七条の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十九条の二において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

第三十条の二第一項中「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改める。

第三十条の八の二第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）」を「番号利用法施行令」に改め、「を番号利用法施行令」の下に「第二十七条の二第五項（番号利用法施行令第二十九条の二において準用する場合を含む。）及び」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　機構は、番号利用法施行令第二十七条第三項の規定により総務大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、総務大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

第三十条の八の二に次の一項を加える。

3　前項の規定による通知については、番号利用法施行令第二十七条第四項の規定を準用する。

第三十一条第二項の表第十七条の二第一項の項の次に次のように加える。

第十九条の三	市町村長	区長
	事項を	事項を、当該区の属する市の市長を経由して、

第三十二条第一項中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十二条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条に規定する措置

備考　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和三年二月二十八日とする。